

# みよし市城山保育園移転新築事業

## 基本契約書（案）

令和5（2023）年4月

みよし市

みよし市城山保育園移転新築事業（以下「本事業」という。）に関して、みよし市（以下「甲」という。）と本事業に係る最優秀提案者に決定された〔事業者名●●●〕を代表法人とし、〔事業者名●●●〕、〔事業者名●●●〕及び〔事業者名●●●〕を構成員とする〔共同企業体名●●●〕（以下、共同企業体の構成員を各条文内容に即して個別に又は総称して「乙」という。）の間で、以下のとおり合意し、本事業に係る基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。本基本契約に別段の定めがある場合を除き、この基本契約において用いる用語の定義は、募集要項等に定められたとおりとする。

## 前文

本事業は、甲が資金を調達し、みよし市立城山保育園の移転後の新園舎に係る設計・建設（既存施設の解体・撤去等を含む。）から完成後の運営・維持管理までの一連の業務を甲と契約を締結した共同事業体が行うDBO（Design Build Operate）方式により実施するものである。

甲は、公募型プロポーザル方式により本事業を実施する事業者の募集を実施し、令和5年●月●日に乙を優先交渉権者として選定した。また、甲は、乙との間で本事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を令和5年●月●日に締結した。

甲及び乙は、上記の経緯の下、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を締結するものである。また、甲及び乙は、同日付で締結される次の3つの契約が、不可分一体なものとして事業契約を構成することを確認する。

### 1 基本契約

基本契約は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的な事項を定めた契約であり、甲と乙との間で締結する。

### 2 設計・工事等請負契約

設計・工事等請負契約は、設計業務、工事監理業務及び施工業務を実施するために必要な事項を定めた契約であり、甲と乙との間で締結する。

### 3 指定管理協定

指定管理協定は、指定管理業務を実施するために必要な事項を定めた協定であり、甲と乙との間で締結する。

なお、甲及び乙は、基本契約の仮契約、設計・工事等請負契約の仮契約及び指定管理協定の仮協定を締結後、みよし市議会（以下「市議会」という。）において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく設計・工事等請負契約の締結の可決及び地方自治法第244条の2第6項に規定に基づく指定管理者の指定の可決がされた後、事業契約の本契約として成立するものとする。

(目的)

第1条 本基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 甲は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(契約金額)

第3条 本事業に係る設計・工事等請負契約及び指定管理協定の契約金額は、当該契約に規定されたとおりとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する各契約の契約金額が各契約の条項により変更される場合があり、当該変更により各契約の合計金額も変更する可能性があることをあらかじめ了承する。

3 甲は、第1項に規定する契約金額を代表法人の指定する口座に振込入金する方法により支払う。この場合において、振込手数料は、甲の負担とする。

(乙の役割等)

第4条 本事業の実施において、乙は別途合意した場合を除き、それぞれ次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 設計・工事等業務のうち設計業務は、設計企業である●●●が行う。
- (2) 設計・工事等業務のうち工事監理業務は、工事監理企業である●●●が行う。
- (3) 設計・工事等業務のうち施工業務は、施工企業である●●●が行う。
- (4) 運營業務は、運営法人である●●●が行う。

2 乙は、前項に規定する業務を事業契約に基づき、適正かつ誠実に行わなければならない。

(乙の責任等)

第5条 乙は、事業契約を履行する責任を負う。

2 代表法人は、構成員を統括し、構成員に対し、本事業のうち構成員が担当する業務につき、事業契約及び募集要項等に従って誠実に遂行させる義務を負う。

3 代表法人は、設計業務、工事監理業務、施工業務及び運營業務を総合的に調整し、把握する総括責任者を代表法人の従業員から1名定め、配置しなければならないものとする。

(設計・工事等業務)

第6条 設計・工事等業務の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

2 設計企業、工事監理企業、施工企業は、甲との設計・工事等請負契約が本契約とし

て効力が発生した後、速やかにその業務に着手する

(運營業務)

第7条 運營業務の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

2 運営法人は、指定管理協定が本協定として効力が発生した後、運營業務期間において運營業務を実施する。ただし、運營業務期間前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為（要求水準書にある引継ぎ業務を含む。）を自ら行うものとする。

(事業契約の変更)

第8条 事業契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(構成員の変更)

第9条 甲は、事業契約に定める契約解除事由を充足する又は充足するおそれがある構成員があると判断した場合は、当該構成員を脱退させ、当該構成員が担当していた業務を当該構成員以外の事業者（以下「代替事業者」という。）が担当すること（以下「構成員の変更」という。）ができるように、全ての構成員との協議により合意を得た上で、事業契約を変更することができるものとする。

2 前項の協議は、次の各号に定めるところに従い、行うものとする。

(1) 全ての構成員は、代表法人の調整の下、協議を行う。

(2) 代表法人は前号の協議を経て、各構成員との合意の上、甲に対して当該構成員の変更に係る提案を行う。

(3) 前号の提案に基づき、甲、代表法人及び構成員間で協議を行う。

3 第1項の協議が成立しない場合は、甲が本事業の趣旨に鑑みて合理的な案（甲が代替事業者を選定する等の案をいう。）を定めるものとし、構成員は、これに従わなければならない。

4 構成員は、自ら又は他の構成員が事業契約に定める契約解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合は、甲に対し、速やかにその内容の詳細を通知しなければならない。

5 代表法人は、前条の規定による構成員の変更が円滑に行われるように構成員間の調整を図り、甲が従来締結していた契約内容と比較して、甲に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。

6 構成員は、前項の規定による調整について誠実に対応しなければならない。

7 構成員の変更により発生した増加費用は、乙が負担するものとする。

(甲による事業契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 募集要項等に規定する要求水準を満たしていない場合で、改善勧告を行っても改

善の見込みがないとき。

- (2) 公正取引委員会が乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (4) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、事業契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 前号の命令により事業者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (8) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (9) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (10) 乙の役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (11) 乙の役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (12) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (13) 乙の役員等がその理由を問わず、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (14) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
  - (15) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
  - (16) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
  - (17) その他乙の責めにより本事業を遂行することが困難とみられる事由が発生したとき。
- 2 甲は、前項の規定により事業契約の一部又は全部を解除した場合、乙に対して一切の損害賠償の責めを負わない。
  - 3 第1項の規定により事業契約の一部又は全部を解除した場合において甲に損害が生じたときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

#### (乙による事業契約の解除)

- 第11条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により事業契約の履行が不能となったときは、事業契約の一部又は全部を解除することができる。
- 2 乙は、甲が自己の責めに帰すべき事由により事業契約に基づく義務を履行しない場合には、事業契約の一部又は全部を解除することができる。
  - 3 第1項及び前項の規定に基づき事業契約が解除された場合、甲は、乙が既に履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む。）を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定に基づき事業契約が解除された場合、甲は乙が被った損害を合理的な範囲内で負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本基本契約上の地位並びに本基本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### (債務不履行等)

- 第13条 乙は、事業契約上の義務を履行しないことにより他の構成員に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。
- 2 いずれかの構成員が事業契約上の義務を履行しないことにより甲に損害を与えた場

合、甲に対する賠償義務については他の構成員も責任を負うものとし、甲は、代表法人に対して甲が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本基本契約に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本契約の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、市がみよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号）に基づき開示する場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第15条 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

2 乙は、個人情報を本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

3 乙は、個人情報の管理に関して漏えいその他の事故が生じた場合には、甲に対し、速やかに報告する。

4 前3項に定めるほか、乙は、個人情報の保護に関する事項について甲の指示に従わなければならない。

(基本契約の有効期間)

第16条 本基本契約の有効期間は、本基本契約が締結された日から指定管理協定の終了の日までとする。ただし、本基本契約の終了後も第12条、第14条、前条及び第17条の規定は、存続するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本基本契約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第18条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約の解釈に疑義のある事項については、法令（みよし市の契約関係例規及びみよし市制定の契約約款を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

以上を証するため、本基本契約書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年●月●日

甲 住 所 愛知県みよし市三好町小坂50番地  
名 称 みよし市  
代表者 みよし市長 小 山 祐

乙 ●●企業体

代表法人

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者